

みなとみらい公共駐車場運営事業
実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
1	実施方針	3	第1	1	(8)				本施設の賃貸借	賃貸借契約にあたる月極駐車契約の場合、第三者への転貸とみなされ、貸付料の納付が必要となるか。	月極駐車契約については、提案募集要項と同時に公表予定の公共施設等運営権実施契約書（案）にて、運営権の業務にて可能にできるようになりますことを想定しています。その業務の範囲内においては、貸付料の納付は不要となります。
2	実施方針	4	第1	1	(11)				準備期間における月極利用及び定期利用の契約更新の扱い	現契約者が月極利用の継続を希望する場合、保証金は一度公社から返金をしたうえで、改めてPFI事業者へ差し入れてもらう必要があるか。手続きを簡略化すべく、公社からPFI事業者へ保証金を引き継ぐことは可能か。	令和3年3月末で公社と契約している原契約は解約とするため、原則として、現契約者は改めてPFI事業者と契約し、保証金もPFI事業者が徴収するものとします。
3	実施方針	4	第1	1	(11)				準備期間における月極利用及び定期利用の契約更新の扱い	公社が締結している月極利用及び定期利用の契約について、運営権設定日の前日に解約され、PFI事業者が運営権設定日以降も引き続き利用を希望する者と新規で契約締結を行うとありますが、利用者に対する事前の契約更新（事業者との新規契約）に関する案内は、公社にて実施されるとの認識でよろしいでしょうか。	原則、公社にて実施しますが、実施契約締結後は、公社とPFI事業者の連名で実施することを想定しています。
4	実施方針	7	第2	1	(1)				基本的な考え方	「PFI事業者選定については、横浜パシフィコ施設との関連から、公募することが不可能又は著しく困難であり、当該事業の目的・内容に相応する技術・経験等を有する株式会社横浜国際平和会議場を選定し、随意契約により実施契約を締結する」とありますが、他社もしくは他グループが入札に参加・提案すること自体不可ということでしょうか。	本実施方針は、現段階でのPFI事業者選定等に関する市の方針を定めたものです。最終的には、提案募集要項にて確定します。